

京都市訓令甲第17号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

別表第1局長の項第5号中「所属課長」を「所属部長」に改め、同項第25号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同項中第32号を削り、第31号を第32号とし、第27号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同項第26号の次に次の1号を加える。

(27) 審議会、審査会等に対する諮問に関する事。

別表第1局長の項第34号中「助役」を「副市長」に改める。

別表第1工事担当部及び工事担当室の部長の項中「及び工事担当室の」を「の部長並びに工事担当室の室長及び」に改める。

別表第1工事担当課の課長の項中「課長」の右に「及び工事担当室の工事を担当する担当課長」を加える。

別表課を置かない室に置く課長、担当課長及び情報企画担当課長の項中「課を置かない室に置く課長、担当課長及び情報企画担当課長」を「担当課長、情報企画担当課長及び課を置かない室に置く課長」に改め、同項中第5号を第9号とし、第1号から第4号までを4号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

(1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。

(2) 補佐職員の出張及び復命に関する事。

(3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。

(4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。

別表第2総務局長の項第3号中「危機管理監」の右に「, 技監」を, 「広報監」の右に「, 地球環境政策監」を加え, 「会計室長」を「会計管理者」に改め, 同項第4号中「(技監を除く。)」を削り, 「局区長等」の右に「及び会計管理者」を加え, 同項第5号及び第6号中「会計室長」を「会計管理者」に改める。

別表第2地球環境政策部長の項中「地球環境政策部長」を「環境企画部長」に改める。

別表第2まち美化推進課長の項に次の1号を加える。

(2) 防鳥用ネットの貸与に関すること。

別表第2市民スポーツ振興室長の項を削る。

別表第2スポーツ企画課長の項第1号から第3号までを削り, 同項第4号を同項第1号とする。

別表第2生活福祉部長の項第6号中「高額医療費共同事業拠出金」の右に「, 保険財政共同安定化事業拠出金及び国民健康保険事務共同電算処理費」を加える。

別表第2保険年金課長の項中第2号を削り, 第3号を第2号とし, 第4号を第3号とする。

別表第2子育て支援部長の項中第4号を第5号とし, 第3号の次に次の1号を加える。

(4) 母子家庭自立支援給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。

別表第2保健衛生推進室長の項第2号中「結核予防法第41条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条」に改める。

別表第2保健衛生推進室部長の項第1号中「, 結核予防法」を削る。

別表第2管理部長の項中「管理部長」を「建設企画部長」に改める。

別表第2道路管理課長の項を次のように改める。

道路河川管  
理課長

- (1) 道路法第32条による軽易な占用の許可及び同法第35条による軽易な占用の協議並びにこれらに伴う占用料の減免に関すること。
- (2) 河川法第23条から第27条までによる許可(同法第24条によるものについては、1件占用料月額10,000円以下の占用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに限る。)及びこれに伴う占用料等の減免に関すること。
- (3) 京都市里道管理条例第12条による占用の許可のうち期間の更新に係るもの及びこれに伴う同条例第19条による占用料の減免(同条第8号に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 京都市水路等管理条例第9条による許可(同条第1項第2号に係るものについては、1件占用料月額10,000円以下の占用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るものに限る。)及びこれに伴う同条例第15条による流水占用料等の減免(同条第3号に係るものを除く。)に関すること。

別表第2河川課長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)